

学校いじめ防止 基本方針 (令和7年度)

平成29年4月1日(策定)
令和7年4月21日(最終改定)

三田市立ひまわり特別支援学校

令和7年度

三田市立ひまわり特別支援学校いじめ防止基本方針

目次

はじめに.....	2
1 基本理念.....	2
2 いじめ防止等に関する基本方針.....	3
(1) いじめの定義.....	3
(2) いじめの認知.....	4
(3) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し.....	5
3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等.....	5
(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（別紙1：組織表）.....	5
(2) 本校におけるいじめ防止における具体的な取組.....	6
① いじめについての共通理解.....	6
② 信頼関係の構築.....	7
③ いじめに向かわない態度・能力の育成.....	7
④ 実態把握.....	7
⑤ 児童生徒が主体となった取組.....	7
⑥ インターネットを通じて行われるいじめへの対応.....	8
⑦ 自殺予防教育の推進.....	8
⑧ 学校園所連携の強化.....	8
(3) 早期発見・早期対応.....	8
(4) いじめに対する措置.....	9
(5) 取り組みに対する評価.....	9
4 重大事態への対応について.....	9
(1) 学校が主体となって調査を行う場合について.....	10
(2) 市教育委員会との連携について.....	10

はじめに

本校は平成 27 年 4 月に富士が丘ニュータウン内に市内 29 番目の学校として新たに設置された肢体不自由対象の特別支援学校である。三田市立富士小学校に小学部を、三田市立富士中学校に中・高等部をそれぞれ併設した学校であり、これまでのセンター校における共生の理念を大切にインクルーシブ教育の推進に努めている。校区については、三田市内全域であり、通学バスを利用して登校している。

それぞれの併設校は、富士が丘、弥生が丘ニュータウン内を中心に校区があり、それぞれの地域では、自治会等が中心となり、見守りボランティアや放課後の児童生徒の居場所づくり等児童生徒の健全な育成に対しても積極的な協力をいただいている。

併設校の児童生徒は交流及び共同学習を進めてきた成果として、障害のあるなしに関わらず、だれに対しても優しく接することができる。

本校では、併設校の理解、協力のもと、個に応じた交流及び共同学習を教育課程に位置付けて実施している。

また、高等部では、市内の県立特別支援学校、県立高等学校との交流及び共同学習を取り入れるなど、社会生活の自立に向けた学習を進めるとともに、他者とのコミュニケーションを育てる場面を設定している。

児童生徒の生活、学習状況等については、小学部、中学部、高等部の各学部会で情報を共有するとともに、交流及び共同学習上の成果と課題等についても把握に努めている。

情報共有の中で得られた課題等の状況によっては、保護者との連携はもちろんのこと、併設校関係教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家、医師、警察等関係機関、民生児童委員、市教育委員会などと連携をとりながら指導にあたるよう努める。

1 基本理念

いじめについては、全教職員が、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学級にも起こり得る」、「どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

そのため、本校において、児童生徒が好ましい人間関係を築き、豊かな心を醸成させるよう、道徳教育・人権教育を全ての教育活動において実践するとともに、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

【いじめの基本認識】

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

※「兵庫県いじめ防止基本方針」兵庫県教育委員会より

2 いじめ防止等に関する基本方針

(1) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

(留意点)

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

・ 具体的ないじめの態様（文部科学省：いじめ防止基本方針より）

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

- ・ 上記「具体的ないじめの態様」以外にもいじめに該当する場合がある。
- ・ これらのいじめの中には、犯罪行為（インターネットを通じて行われるものを含む）として、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、学校が把握した時点で早期に警察に相談したり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれたりする。このような場合には、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで対応する必要がある。

（２）いじめの認知

全教職員が法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童生徒の小さな変化も見逃さないよう、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の受けとめが重要である。けんかやふざけ合いであっても、気づかないところでいじめを受けている場合がある。また、好意から行ったことが意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。背景にある事情の調査を行い、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている被害性に着目し、法の定義に基づいて、いじめに該当するか否かを判断する。ただし、いじめにあたりと判断した場合でも、事案に応じて、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも可能である。

なお、いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。

（留意点）

- ・ 「弱い者に対して」というような児童生徒間の人間関係にはよらない。
- ・ お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。

- ・行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
- ・いじめを受けていても、当該児童生徒がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりするが多々あることを踏まえ、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。

(3) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

(学校教育目標)

「人との豊かなつながりの中で、一人一人の自立と社会参加を目指し、たくましく生きる力を育成する」

(めざす児童・生徒像)

【笑顔いっぱい、ひまわりのみんな】

「友だちと仲よく支え合う子」「明るく、元気な子」「自己実現に向けて努力する子」

(めざす学校像)

「児童生徒・保護者・地域に信頼され、誰もが誇りに思える学校」

いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域住民が内容を確認しやすいように公表（ホームページへの掲載等）し、年度初めには保護者等に必ず説明するとともに、児童生徒に対しては、特別活動の時間等に、発達段階に応じて学校いじめ防止基本方針の周知を図る。

学校いじめ防止基本方針の見直しにあたっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、取組状況等を学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応などを実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により「学校いじめ対応チーム」(別紙1)を設置し、日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織を明確にするとともに、関係機関との連絡・調整を行う。

【学校いじめ対応チームの役割】

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを担う。
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- ③ 校内組織と連携し、いじめの相談、通報の窓口としての役割を担う。
- ④ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ⑤ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、及び関係児童生徒への事実関係の把握、指導や支援の体制・対応方針の決定の役割を担う。
- ⑥ 保護者との連携を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

個々の教職員は、児童生徒や保護者からいじめに係る相談を受けたり、児童生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づいたりした場合、法第23条に基づき、そのすべてを学校いじめ対応チームに報告する。そして、学校いじめ対応チームは、当該児童生徒及び保護者の意向を尊重して、指導の方針を決定し、組織的に対応する。なお、学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、適切に記録する。

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(2) 本校におけるいじめ防止に対する具体的な取組

① いじめについての共通理解

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童生徒の小さな変化を見逃さないため、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る」、「どの児童生徒もいじめを受けた者にもいじめを行った者にもなりうる」という認識をもち、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。その上で、日頃から、児童生徒の言動などに変化が見られる場合は教職員間で情報を共有し、すぐに話を聞くなど、組織的に対応する。その際、いじめが疑われる場合は、学校いじめ対応チームで適切に対応し、事案を軽視することなく、積極的にいじめを認知する。

いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。また、いじめに関

する授業を学校いじめ対応チームが実施するなど、学校が組織的にいじめに対応することが児童生徒に理解されるような取組を行う。

② 信頼関係の構築

普段から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、校内の教育相談を充実させ、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、家庭訪問等により児童生徒や保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築する。さらに、日頃から学校を積極的に開き、学校運営協議会や保護者会、学校ホームページや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換や情報交換をする場を設けるなど、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう取組を行う。

③ いじめに向かわない態度・能力の育成

児童生徒が仲間や教職員と心通いあわせ、安全、安心に学校生活を送ることができ、児童生徒が主体的に学習や行事に参加し、活躍できるよう、日頃から「自己有用感や自己肯定感の向上」に努める。そして、児童生徒が集団の一員としての自覚や自信、意欲、感謝する心などを持ち、心通いあう人間関係を自らつくり出し、児童生徒の幅広い社会性を育むため、体験活動等を充実する。

④ 実態把握

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、いじめ防止のための啓発活動に取り組むため、「教育面談」を児童生徒や保護者を対象に定期的に実施する

⑤ 児童生徒が主体となった取組

児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、そしていじめ防止に向け行動できるよう、学級活動、児童生徒会活動を併設校並びに中学校区内の幼小中学校園との連携のもと推進する。また、児童生徒が互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、携帯電話やスマートフォンの使用に関するルールを作る活動など、いじめ防止を訴えるような主体的な取組を推進する。

【本校の取り組み】

- ・併設校との連携による交流及び共同学習、その他交流体験活動等を計画的に実施する。
- ・児童生徒会が中心となって「あいさつ運動」に取り組む。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

全ての児童生徒に貸与しているタブレット端末の活用方法も含め、発達段階に応じて児童生徒に指導する。保護者に対しては、家庭におけるスマートフォンやインターネット等の利用に関するルールを子どもの意見を取り入れて作り、環境の変化や子どもの成長に合わせてルールを定期的に点検、見直すよう、積極的に啓発する。

⑦ 自殺予防教育の推進

命や暮らしの危機、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ、辛い時や苦しい時には、ためらわずに助けを求める態度を培うとともに、保護者、地域住民、関係機関との連携を図る。

※注)

※⁶自殺予防教育

自殺対策基本法第17条第3項

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

⑧ 学校園所連携の強化

各学部間の連携はもとより、保育園所、幼稚園、認定こども園と小学校間、また、小学校、中学校、高等学校間で日頃から緊密に連携する。

(3) 早期発見・早期対応

いじめは教職員や保護者が気づきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいに関連して行われることを認識するとともに、いじめを見逃さないために、チェックリスト（別紙2）等を必要に応じて活用して、児童生徒の小さな変化も見逃さないよう「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。また、全ての教職員が、児童生徒の些細な言動から、個々が置かれている状況や精神状態を推し量ることが出来る感性を高めるため、校内職員研修会を実施する。また、「子ども達の人権を守る」という認識のもと、教職員が日頃の言動を振り返る機会として人権研修を行う。

(4) いじめに対する措置（別紙1：学校いじめ対応マニュアル）

いじめが疑われる事案や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、速やかにいじめの事実確認を行い、いじめに係る情報を適切に記録するとともに、全教職員で共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら、いじめの解決に向けた取組を行う。

(5) 取組みに対する評価（別紙1：学校いじめ対応マニュアル）

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対応チームを中心に点検し、必要に応じて見直す。

また、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的また必要に応じたいじめに関するアンケート、教育相談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、目標の達成状況の評価する。その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

4 重大事態への対応について

法第28条に基づき、重大事態（※）が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ）には、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。（別紙4：学校いじめ対応マニュアル）

【※重大事態とは】

ア. いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

イ. いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（１）学校が主体となって調査を行う場合について

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対応チームが、学校長の指導及び指揮の下調査を行うとともに、児童生徒の心のケアを行う。

また、学校長よりいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

（２）市教育委員会との連携について

学校長は、重大事態が発生した旨を、速やかに市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。